

令和 6 年 1 2 月 1 3 日
子 ど も ・ 若 者 部

世田谷区子ども条例の一部改正（案たたき台）について

1 主旨

世田谷区子ども条例を一部改正する条例制定に向け、本年 9 月に「世田谷区子ども条例の一部改正（素案）」を作成した。その後、パブリックコメントと子ども・若者の声ポストにより区民の意見募集を行い、この間の区議会での議論、子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、条例の一部改正（案たたき台）をまとめた。

2 案の内容

別紙 1 「世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（案たたき台）」新旧対照表

3 素案に対する区民意見

令和 6 年 9 月 1 5 日～1 0 月 1 5 日を期間として条例素案に対する意見募集を実施し、3 9 人の方から 8 3 件の意見をいただいた。

意見の概要は、別紙 2「世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（素案）への区民意見」のとおり。

4 素案から案における主な変更点

条項	変更内容
前文	① 「子どもの意見表明」について、子ども条例検討プロジェクトで再検討した結果を踏まえ、子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。 ② 「区や大人の決意表明」について、表現を充実させるとともに、子どもの権利の実現に向けた、大人の考えと決意を記載した。
第 2 条 ほか	（言葉の意味） 素案では「事業者」は「団体」に含まれる整理をしたが、わかりやすい表現とするため「子どもに関わる事業者」、「事業者」をそれぞれ記載した。
第 4 条	（基本となる権利） 子どもの権利条約の一般原則である 4 つの権利は、年齢、発達、性別、L G B T Q などの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、全ての子どもに保障されなければならない、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっても、十分に配慮しなければならないことを記載した。
第 5 条 ～ 第 9 条	（権利カタログ） 子どもの権利について、子ども条例検討プロジェクトで再検討した結果を踏まえ、子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。

第 14 条	(地域の中で支える子どもにやさしいまちづくり) 地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もがつながり支え合う地域づくりに努めることを記載した。
第 24 条	(普及啓発) 子どもが社会において責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、大人や他の子どもにも権利があること、また、互いを認め合い尊重することが大切であることを記載した。

5 今後のスケジュール (予定)

令和 6 年 1 2 月	子ども・若者施策推進特別委員会 (子ども条例の一部改正に向けた検討状況)
令和 7 年 1 月	政策会議 (条例案)
2 月	子ども・若者施策推進特別委員会 (条例案) 区議会第一回定例会 (条例案の提案)
4 月	改正条例施行

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例（案たたき台）新旧対照表

※ゴシック表記部分は、子どもとともに考えた条文です。

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
せ た が や く こ け ん り じ ょ う れ い 世田谷区子どもの権利条例 へ い せ い ね ん が つ か じ ょ う れ い だ い ご う 平成13年12月10日 条 例 第64号 かいせい 改正 へ い せ い ね ん が つ に ち じ ょ う れ い だ い ご う 平成24年12月10日 条 例 第82号 へ い せ い ね ん が つ に ち じ ょ う れ い だ い ご う 平成26年 3 月 7 日 条 例 第14号 れ い わ ね ん が つ に ち じ ょ う れ い だ い ご う 令和 2 年 3 月 4 日 条 例 第11号 れ い わ ね ん が つ に ち じ ょ う れ い だ い ご う 令和 7 年○月○日 条 例 第○○号 も く じ 目次 ぜんぶん 前文 だい し ょ う そうそく だい じ ょ う だい じ ょ う 第 1 章 総 則 （第 1 条 — 第 3 条） だい し ょ う こ け ん り だい じ ょ う だい じ ょ う 第 2 章 こ ども の 権 利 （第 4 条 — 第 9 条） だい し ょ う こ こ そ だ さ さ あ ち い き だい じ ょ う 第 3 章 こ ども ・ 子 育 て を 支 え 合 う 地 域 づ く り （第10 条 — 第14 条） だい し ょ う き ほん せい さ く だい じ ょ う だい じ ょ う 第 4 章 基 本 と な る 政 策 （第15 条 — 第24 条） だい し ょ う こ け ん り よ う ご だい じ ょ う だい じ ょ う 第 5 章 こ ども の 権 利 擁 護 （第25 条 — 第35 条） だい し ょ う す い し ん け い か く す い し ん た い せい ひ ょ う か け ん し ょ う だい じ ょ う 第 6 章 推 進 計 画 ・ 推 進 体 制 ・ 評 価 検 証 な ど （第36 条 — 第39 条） だい し ょ う ざ っ そ く だい じ ょ う 第 7 章 雑 則 （第40 条） ふそく 附則	せ た が や く こ け ん り じ ょ う れ い 世田谷区子ども <u>の権利</u> 条例 へ い せ い ね ん が つ か じ ょ う れ い だ い ご う 平成13年12月10日 条 例 第64号 かいせい 改正 へ い せ い ね ん が つ に ち じ ょ う れ い だ い ご う 平成24年12月10日 条 例 第82号 へ い せ い ね ん が つ に ち じ ょ う れ い だ い ご う 平成26年 3 月 7 日 条 例 第14号 れ い わ ね ん が つ に ち じ ょ う れ い だ い ご う 令和 2 年 3 月 4 日 条 例 第11号 <u>れ い わ ね ん が つ に ち じ ょ う れ い だ い ご う</u> <u>令和 7 年○月○日 条 例 第○○号</u> も く じ 目次 ぜんぶん 前文 だい し ょ う そうそく だい じ ょ う <u>だい じ ょ う</u> 第 1 章 総 則 （第 1 条 — <u>第 3 条</u>） <u>だい し ょ う こ け ん り だい じ ょ う だい じ ょ う</u> <u>第 2 章 こ ども の 権 利 （第 4 条 — 第 9 条）</u> <u>だい し ょ う こ こ そ だ さ さ あ ち い き だい じ ょ う</u> <u>第 3 章 こ ども ・ 子 育 て を 支 え 合 う 地 域 づ く り （第10 条 — 第14 条）</u> <u>だい し ょ う き ほん せい さ く だい じ ょ う だい じ ょ う</u> <u>第 4 章 基 本 と な る 政 策 （第15 条 — 第24 条）</u> <u>だい し ょ う こ け ん り よ う ご だい じ ょ う だい じ ょ う</u> <u>第 5 章 こ ども の <u>権利</u> 擁 護 （第25 条 — 第35 条）</u> <u>だい し ょ う す い し ん け い か く す い し ん た い せい ひ ょ う か け ん し ょ う だい じ ょ う</u> <u>第 6 章 推 進 計 画 ・ 推 進 体 制 ・ 評 価 検 証 な ど （第36 条 — 第39 条）</u> <u>だい し ょ う ざ っ そ く だい じ ょ う</u> <u>第 7 章 雑 則 （第40 条）</u> ふそく 附則	世田谷区子ども条例 平成13年12月10日 条例第64号 改正 平成24年12月10日 条例第82号 平成26年 3 月 7 日 条例第14号 令和 2 年 3 月 4 日 条例第11号 目次 前文 第 1 章 <u>そうそく</u> 総 則 （第 1 条—第 8 条） 【新設】 【新設】 第 2 章 基本となる政策（第 9 条—第14条） 第 3 章 子どもの人権擁護（第15条—第24条） 第 4 章 推進計画と評価（第25条・第26条） 第 5 章 推進体制など（第27条—第31条） 第 6 章 <u>ざっそく</u> 雑 則 （第32条） ふそく 附則	

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
前 文 <u>（子どもの意見表明）</u> <u>1. 子どもの思い</u> <u>私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。</u> <u>きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。</u> <u>私たちの未来にもっと希望を持ちたいです。</u> <u>自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。</u> 子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。 安心できる場所を増やしたいです。 自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。 大人に意見や思いを届けたいです。 <u>こんな思いがかなう世田谷にしたいです。</u>	前 文 <u>（子どもの想い）</u> <u>世田谷のまちが好きです。</u> <u>健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。</u> <u>自分の未来に希望をもちたいです。</u> <u>さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。</u> <u>子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。</u> <u>安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。</u> <u>自由に、学びたいことを探求したいです。</u> <u>学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。</u> <u>大人に意見や想いを届けたいです。</u> <u>自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。</u>	子どもは、未来への「希望」です。将来へ向けて社会を築いていく役割を持っています。 子どもは、それぞれ一人の人間として、いかなる差別もなくその尊厳と権利が尊重されます。そして、心も身体も健康で過ごし、個性と豊かな人間性をはぐくまれる中で、社会の一員として成長に応じた責任を果たしていくことが求められています。 平成6年、国は、「児童の権利に関する条約」を結びました。そして、世田谷区も平成11年に「子どもを取り巻く環境整備プラン」を定め、子どもがすこやかに育つことのできる環境をつくるよう努めてきました。子どもは、自分の考えで判断し、行動していくことができるよう、社会における役割や責任を自覚し、自ら学んでいく姿勢を持つことが大切です。大人は、子どもが能力を発揮することができるよう、学ぶ機会を確保し、理解を示すとともに、愛情と厳しさをもって接することが必要です。 このことは、私たち世田谷区民が果たさなければならぬ役割であると考え、子どもが育つことに喜びを感じることができる社会を実現するため、世田谷区は、すべての世田谷区民と力を合わせ、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくることを宣言して、この条例を定めます。	◆前文の「子どもの思い」、「大人へのメッセージ」（子どもとともに考える部分）については、子ども条例検討プロジェクト後期検討会（10月24日～11月21日）において、条例（素案）へ寄せられた意見を踏まえた検討を行い、子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。 ◆素案では子どもについては「想い」、大人は「思い」という整理をしていたが、子どもの願い、不安、悩み、喜び、悲しみ、望みなども含めた子どもの意思を受けとめる必要があると考え、「思い」の表記に統一した。

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
2. ^{おとな}大人へのメッセージ ^{おとな}大人世代の「^{あたりまえ}あたり前」は、 ^こ子ども世代の「^{あたりまえ}あたり前」とは<u>ちが</u>違います。 ^{おとな}大人たちには、^{じぶん}自分が^こ子どもだった時の^{きもち}気持ちを思い出し、 ^こ子どもと<u>おな</u>同じ<u>めせん</u>目線に<u>た</u>立って向き合っ<u>て</u>て<u>ほ</u>しいです。 ^こ子どもはきっこう感じて<u>いる</u>という<u>き</u>決めつけ <u>で</u>はなく、<u>わたし</u>^{ことば}私たちの<u>おも</u>言葉や<u>しん</u>思いを信じてください。 <u>そして</u>、^{ことば}言葉や<u>おも</u>思いをしっかりと受けとめ<u>た</u>^{うえ}上で<u>む</u>向き合っ<u>て</u>て<u>ほ</u>しいです。 <u>みんな</u>^{いけん}が意見や<u>おも</u>思いを<u>そんちよう</u>尊重し<u>あ</u>合っ<u>て</u>、^{なに}何かを<u>おそ</u>恐れずに、^{じゆう}自由に<u>はつげん</u>発言や<u>ひょうげん</u>表現できる<u>かんきよう</u>環境が<u>ほ</u>しいです。 ^{こせ}個性が<u>みと</u>認め<u>られ</u>自分らしく生きたいので、^{たようせい}多様性が<u>そんちよう</u>尊重<u>さ</u>れる<u>こ</u>ことが必要です。 ^{こうきしん}好奇心がくすぐられる<u>たいけん</u>体験、^{きかい}機会など、^{そだ}ワクワクを<u>そだ</u>育ちや<u>まな</u>学びに<u>と</u>取り入れて<u>ほ</u>しいです。 <u>すべ</u>全ての^こ子どもが<u>あんしん</u>安心でき、^{きょういく}教育を受けられる<u>たよう</u>多様な<u>かんきよう</u>環境が<u>ほ</u>しいです。 いろんな不安を持っている^こ子どもの<u>みかた</u>味方になってくれる ^{ひと}人がいる<u>ばしょ</u>場所を<u>ふ</u>増や<u>して</u>ください。 「できるかできない<u>か</u>」<u>だけ</u>を<u>み</u>見るのではなく、「やっ<u>て</u>い <u>る</u>^{すがた}姿」も<u>み</u>見て<u>く</u>ださい。 ^{わたし}私たちが<u>しんろ</u>どんな<u>えら</u>進路を選んでも、^{ひとり}一人ひとりに<u>あ</u>合わせた ^{おうえん}応援をしてください。	^{おとな}大人へのメッセージ ^{わたし}私たちの<u>ことば</u>言葉や<u>おも</u>想いをしっかりと受けとめ、「^{ひてい}否定」じゃなく、 ^{こうてい}「肯定」してください。 ^{おとな}大人たちに<u>いけん</u>意見や<u>おも</u>想いを<u>そんちよう</u>尊重してもらえて、「^{なに}何かを<u>おそ</u>恐れず ^{じゆう}に、自由に<u>はつげん</u>発言や<u>ひょうげん</u>表現できる<u>かんきよう</u>環境がほしいです。 ^{おとな}大人世代の「^{あたりまえ}あたり前」は、^こ子ども世代の「^{あたりまえ}あたり前」じゃない。 ^{おとな}大人たちには、^{じぶん}自分が^こ子どもだった時の^{きもち}気持ちを思い出して、 ^こ子どもと<u>たいとう</u>対等に向き合っ<u>て</u>てほしいです。 ^こ子どもはきっこう感じて<u>いる</u>っていう<u>き</u>決めつけじゃなく ^{ほんにん}て、本人の<u>ことば</u>言葉や<u>おも</u>想いを信じてください。 ^{こせ}個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、^{たようせい}多様性が<u>みと</u>認められる<u>きかい</u>機会や<u>くうかん</u>空間が<u>ひつよう</u>必要です。 ^{こうきしん}好奇心がくすぐられる<u>たいけん</u>体験、^{きかい}機会など、^{そだ}ワクワクを<u>そだ</u>育ちや<u>まな</u>学 ^とびに<u>と</u>取り入れてほしいです。 <u>すべ</u>すべての^こ子どもが<u>あんしん</u>安心でき、^{きょういく}教育を受けられる<u>たよう</u>多様な ^{かんきよう}環境が<u>ひつよう</u>必要です。 いろんな不安を持っている^こ子どもの<u>みかた</u>味方になってくれる<u>ひと</u>人 ^{ひと}がいる<u>ばしょ</u>場所をつく<u>つ</u>ってください。 「できるかできない」じゃなく、「やっ<u>た</u>かやっ<u>て</u>いない」で ^{ひょうか}評価し、<u>がんば</u>ったことをほめてください。 ^{わたし}私たちが<u>しんろ</u>どんな<u>えら</u>進路を選んでも、^{ひとり}一人ひとりに<u>あ</u>合わせた ^{おうえん}応援をしてください。		◆前文の「子どもの思い」、 「大人へのメッセージ」 （子どもとともに考える部分）については、子ども条例検討プロジェクト後期検討会（10月24日～11月21日）において、条例（素案）へ寄せられた意見を踏まえた検討を行い、子どもたちの思いが正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<u>（区や大人の決意表明）</u> 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。 <u>子ども時代に、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。</u> 私たち区や大人は、子どもの<u>思い</u>を大切に受けとめ、<u>子どもにとって一番良いことは何かを真剣に考え、対話し、応えていくよう努力します。</u> <u>子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ること、社会における責任ある生活を送る上で、大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。</u> <u>私たち区や大人は、今と未来をつくるパートナーである子どもの声を聴き、対話しながら、地域が子どもを支え、子どもが地域を豊かにし、誰もががつながり支え合う地域づくりに努めます。</u> <u>この条例は、</u>日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき制定します。 <u>私たち区や大人は、</u>子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現<u>していきます。</u>	<u>（区や大人の決意表明）</u> <u>子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。</u> <u>私たち区や大人は、子どもの<u>思い</u>を大切に受けとめ、できる限り応えていくことを約束します。</u> <u>そして、日本国憲法、子どもの権利条約（平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。）と、こども基本法の理念に基づき、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現することを宣言し、この条例を制定します。</u>		◆子どもの思いに応えるため、前文の「区や大人の決意表明」（大人が記載する部分）の内容を充実させた。 ◆子どもの権利の実現に向けて、大人が子どもたちに伝えるべき視点や、地域の中で子どもを育む視点を記載した。

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	
（条例制定の趣旨） 第1条 この条例は、子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的な<u>事柄</u>を定めるものです。	（条例制定の<u>趣旨</u>） 第1条 この条例は、<u>子どもの権利が当たり前に保障される文化をつくり、一人ひとりの子どもが、今を自分らしく幸せに生きて、明日に希望を抱きながら、豊かに育つことができる社会をつくるための基本的な</u>ことがらを定めるものです。	（条例制定の理由） 第1条 この条例は、子どもがすこやかに育つことができるよう基本となることがらを定めるものです。	
（言葉の意味） 第2条 この条例において「子ども」とは、次の人のことをいいます。 （1）まだ18歳になっていない<u>全て</u>の人 （2）この条例の趣旨を<u>踏まえ</u>、まだ18歳になっていない<u>全て</u>の人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人 2 この条例において「大人」とは、過去に子どもであった<u>全て</u>の人のことをいいます。 3 この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。 4 この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体・<u>法人</u>のことをいいます。 5 この条例において「区民・団体・<u>事業者</u>」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体・<u>法人</u>のことをいいます。 6 この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めた<u>全て</u>の執行機関のことをいいます。	（言葉の意味） 第2条 この条例において「子ども」とは、<u>次の人のことをいいます。</u> <u>（1）まだ18歳になっていないすべての人</u> <u>（2）この条例の趣旨をふまえ、まだ18歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人</u> <u>2 この条例において「大人」とは、過去に子どもであったすべての人のことをいいます。</u> <u>3 この条例において「保護者」とは、子どもの親や祖父母、里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。</u> <u>4 この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体のことをいいます。</u> <u>5 この条例において「区民・団体」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体のことをいいます。</u> <u>6 この条例において「区」とは、区長部局のほか、教育委員会などの行政委員会も含めたすべての執行機関のことをいいます。</u>	（言葉の意味） 第2条 この条例で「子ども」とは、まだ18歳になっていないすべての人のことをいいます。 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】	◆素案では「事業者」は「団体」に含まれる整理をしたが、わかりやすい表現とするため「子どもに関わる事業者」、「事業者」をそれぞれ記載した。
（条例の目標） 第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。 （1）子どもが考える「<u>一人ひとりが笑顔で</u>自分らしくチャレンジできるまち」をつくりま。	（条例の目標） 第3条 この条例の<u>目標</u>は、次のとおりとします。 <u>（1）子どもが考える「みんなが自分らしくチャレンジできる笑顔になれるまち」をつくりま。</u>	（条例の目標） 第3条 この条例が目指す目標は、次のとおりとします。 （1） 子ども一人ひとりが持っている力を思い切り輝かせるようにする。	◆子ども条例検討プロジェクト後期検討会（10月24日～11月21日）において、再度検討した結果を反映した。

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
(2) 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体であり、自分らしく、幸せに生きる権利を<u>持</u>っています。 私たち区や大人は、子どもの<u>思い</u>や意見を受けとめ、子どもとともに、子どもにとって最もよいことを考え、実現していきます。 (3) 子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。	(2) 子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体で<u>あり、自分らしく、幸せに生きる権利をもっています。私たちが区や大人は、子どもの思いや意見を受けとめ、子どもとともに、子どもやもにとって最もよいことを考え、実現していきます。</u> (3) 子どもが身を置くあらゆる場において、子どもに関わるあらゆる人によって、子どもの権利が当たり前に保障され、子ども自身が子どもの権利を実感できる文化と社会をつくり出し、発展させ、継承していきます。	(2) 子どもがすこやかに育つことを手助けし、子どものすばらしさを発見し、理解して、子育ての喜びや育つ喜びを分かち合う。 (3) 子どもが育っていく中で、子どもと一緒に地域の社会をつくる。	
第2章 子どもの権利	第2章 子どもの権利	【新設】	
(基本となる権利) 第4条 平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」といいます。)に定める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、<u>年齢、発達、性別、LGBTQなどの性的指向とジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無など</u>(以下「年齢など」といいます。)にかかわらず、<u>全ての子どもに保障されなければなりません。また、これらの権利を実現するための政策の実施に当たっては、年齢などに十分に配慮しなければなりません。</u> (1) いかなる理由でも差別されない権利 (2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利 (3) 生きる権利と成長・発達する権利 (4) 自分に関係のあることについて、自由に自分の意見や<u>思い</u>を表明する権利	(基本となる権利) 第4条 平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」(以下「子どもの権利条約」といいます。)に定める4つの一般原則をもとに、次に掲げる権利を定めます。これらの基盤となる権利は、<u>すべての子どもに保障されなければなりません。</u> (1) いかなる理由でも差別されない権利 (2) 子どもに関係のあることが決められ、行われるときは、<u>子どもにとって最もよいことが何かを考えられる権利</u> (3) <u>生きる権利と成長・発達する権利</u> (4) 自分に関係のあることについて、<u>年齢や発達にかかわらず、自由に自分の意見や思いを表明する権利</u>	【新設】 【新設】 【新設】 【新設】	◆子どもの権利を実現するための政策の実施にあたり区が配慮すべきことを具体的に記載した。
(自分らしくいられる権利) 第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)自分らしくいられ、<u>個性が尊重される権利</u> (2)<u>公正に</u>評価される権利	(自分らしくいられる権利) 第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、<u>主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。</u> (1)<u>自分らしくいられ、差別を受けない権利</u> (2)<u>平等に扱われる権利</u> (3)<u>能力に応じて評価される権利</u>	【新設】 【新設】 【新設】	◆第5条～第9条については、子ども条例検討プロジェクト後期検討会（10月24日～11月21日）において、条例（素案）へ寄せられた意見を踏まえた検討を行い、子どもたちの思い

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
(豊かに過ごす権利) 第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)今も将来も豊かに生きることができる権利 (2)自分のやりたいことを追求できる権利 (3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 (4)自分が知りたい情報を得られる権利 <u>(5)心や身体が疲れたときに休息することができる権利</u>	(豊かに過ごす権利) 第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)今も将来も豊かに生きることができる権利 (2)自分のやりたいことを追求できる権利 (3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 (4)自分が知りたい情報を得られる権利	【新設】 【新設】 【新設】	が正しく伝わるように、条文に込めた意味を改めて考え、表現を修正した。
(社会から守られ、支援を受ける権利) 第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)安全で安心して<u>生きる</u>ことができる権利 <u>(2)健康で暮らせる権利</u> <u>(3)生活環境と自然環境が守られる権利</u>	(社会から守られ、支援を受ける権利) 第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)安全で安心して過ごすことができる権利 (2)生存に関する権利 (3)健康で暮らせる権利 (4)生活環境と自然環境が守られる権利	【新設】 【新設】 【新設】	
(自分で自分のことを決める権利) 第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 <u>(1)自分で選択して自由に自己決定できる権利</u> <u>(2)自分らしく学び、成長・発達できる権利</u> <u>(3)様々なことに挑戦して失敗できる権利</u>	(自分で自分のことを決める権利) 第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)様々なことに挑戦して失敗できる権利 (2)選択して自己決定できる権利 (3)自分らしく学び成長・発達できる権利	【新設】 【新設】 【新設】	
(意見を表明し、参加・参画する権利) 第9条 子どもは、自分の意見や<u>思い</u>を表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)<u>意見や思いを様々な方法で表すこと</u>ができる権利 (2)対話をして協働する権利 (3)地域に参画する権利	(意見を表明し、参加・参画することができる権利) 第9条 子どもは、自分の意見や<u>思い</u>を表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)意見を表明できる権利 (2)対話をして協働する権利 (3)地域に参画する権利	【新設】 【新設】 【新設】	

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり	第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり	【新設】	
(保護者の役割など) 第10条 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとって最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。 2 保護者は、子どものために思い、良かれと思っ	(保護者の役割など) 第10条 保護者は、子どもの権利を守るため、子どもにとつて最もよいことを第一に考え、子どもの意見を聴き、その実現に向けて子どもに寄り添い、成長・発達を支え、子どもの身近な安全基地となる大切な役割を担います。 2 保護者は、子どものために思い、良かれと思っ	(保護者の務め) 第4条 保護者は、子どもの養育と成長について責任があることを自覚し、ふれあいの機会を大切にして、子どもがすこやかに育つよう全力で努めなければなりません。 【新設】 【新設】	
3 保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。	3 保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。	【新設】	
(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者の責務) 第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていけるよう、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障する責務があります。 2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子どもに関わる事業者は、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体・事業者と連携・協力する責務があります。	(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体の責務) 第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが活動する場所であるため、子どもの権利を保障する責務があります。 2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体と連携・協力する責務があります。	(学校の務め) 第5条 学校は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、地域の社会と一体となって、活動をしていくよう努めなければなりません。	◆第12条の「事業者」の定義を整理したことに伴い、「子どもに関わる事業者」についても整理を行った。
3 子どもに関わる事業者は、その雇用する労働者が子育てしやすい環境を整備するとともに、地域の子どもが自分らしく、豊かに育つことができるよう配慮しながら事業活動を行う責務があります。	(新規)		
(区民・団体・事業者の役割) 第12条 区民・団体・事業者は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。	(区民・団体の役割) 第12条 区民・団体は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。	(区民の務め) 第6条 区民は、地域の中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、積極的に役割を果たすよう努めなければなりません。	

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
2 <u>事業者は、その雇用する労働者が子育てをしやすい環境の整備に努めるとともに、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。</u>	2 事業者と雇い主は、その活動を行う中で、子どもが <u>自分らしく、豊かに</u> 育つことができ、また、子育てをしやすい環境を <u>整備して</u> いくため、配慮するよう努めなければなりません。	（事業者の務め） 第7条 事業者は、その活動を行う中で、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めなければなりません	◆事業者と雇い主の使い分けが曖昧なため、「事業者」に統一して表現を改めた。
（削除）	3 <u>事業者と雇い主は、その事業が子どもの権利の侵害につながることはないよう、配慮に努めなければなりません。</u>	（雇い主の協力） ※第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮したものであるよう努めていくものとします。 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。	
（区の責務） 第13条 区は、子どもの権利を保障するための政策を総合的に実施する責務があります。 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・子ども <u>に関わる事業者</u> 、区民・団体・ <u>事業者</u> と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。	（区の <u>責務</u> ） 第13条 区は、子ども <u>の権利を保障するための</u> 政策を総合的に実施する <u>責務</u> があります。 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、 <u>子どもに関わる施設・子どもに関わる団体</u> 、区民・ <u>団体</u> と連携・協働し、子どもへの支援を展開します。	（区の務め） 第8条 区は、子どもについての政策を総合的に実施します。 2 区は、子どもについての政策を実施するときは、保護者、学校、区民、事業者などと連絡を取り、協力しながら行います。	
（ <u>地域の中で支える</u> 子どもにやさしいまちづくり） 第14条 区や子どもを含む <u>全ての</u> 区民は、 <u>地域の中で支える</u> 子どもにやさしいまちの実現に向けて、 <u>誰もがつながり、</u> 助け合い <u>ながら、</u> 自発的な活動が <u>継続できるよう</u> 必要な取組を行います。	（ <u>子どもにやさしいまちづくり</u> ） 第14条 区や <u>子どもを含むすべての</u> 区民は、 <u>子どもにやさしい</u> まちの実現に向けて、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。	（地域の中での助け合い） ※第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。	◆地域の中で子どもを育む視点を記載した。
第4章 基本となる政策		第2章 基本となる政策	
	<u>【条項順を入れ替え：第20条】</u> <u>【条項順を入れ替え：第20条】</u> <u>【条項順を入れ替え：第16条】</u> <u>【条項順を入れ替え：第16条】</u> <u>【条項順を入れ替え：第16条】</u>	（健康と環境づくり） 第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。 （場の確保など） 第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援に努めていきます。 2 区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援に努めていきます。	

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や<u>思い</u>の尊重) 第15条 区は、様々な場面や機会^{きかい}で、子どもの多様な意見や<u>思い</u>を受けとめ、対話しながら、<u>子どもと</u>ともに子どもの権利を実現します。 2 区は、子どもが主体^{しゅたい}となって、安心して意見表明^{いけんひようめい}をすることができ^{かいぎ}る会議を実施するとともに、会議以外^{かいぎいがい}の意見表明^{いけん}の場^ばも確保し、子どもが地域社会の主体^{しゅたい}となって参加・参画^{さんかく}することができる仕組みづくりに努めていきます。 3 区は、様々な工夫^{くふう}のもとで、意見表明^{いけんひようめい}が苦手な子どもや意見表明^{いけんひようめい}の場があってもなかなか意見表明^{いけんひようめい}ができない子どもの声^{こえ}を聴き、乳幼児^{にゅうようじ}など意見表明^{いけんひようめい}の手段^{しゅだん}が限定される子どもの<u>思い</u>を受けとめ、子どもの意見^{いけん}を尊重^{そんちょう}するよう努めていきます。 4 区は、子どもの意見や<u>思い</u>を大切に受けとめて、<u>その意見や思いの実現などについて</u>検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めていきます。 (子どもの居場所づくり) 第16条 区は、子どもが必要と考^{かんが}える、多様な居場所づく^りりと居場所の質^{しつ}の確保に努めていきます。 2 区は、子どもが居心地^{いごごち}がよく安心して過^あごすこと^すができること^{こと}に加え、子どもとの対話^{たいわ}を重ねながら、次の複数^{たつぐ}の要素を取り入れた子どもの居場所を実現するよう努めていきます。 (1) 子どもの権利^{けんり}の視点^{してん}から、自由^{じゆう}があり自分らしくいられること。 (2) 場の一員^{いちいん}である実感^{じっかん}が持^もて、意思^{いし}を伝えようと思^{おも}え、伝え^{つた}えた意見^{いけん}が受けとめられたと感^{かん}じられること。 (3) 自分^{じぶん}のことを自分^きで決められること。 3 学校^{がっこう}、子どもに関わる施設^{しか}・子どもに関わる団体^{だんたい}・<u>子どもに関わる事業者</u>^{きぎょうしゃ}は、連携^{れんけい}を強化^{きやうか}することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育^{そだ}つことができ、安心して過^あごすこと^すができる居心地^{いごごち}のよい環^{かん}境^{きやう}の整備^{せいび}に努めていきます。	(子どもが<u>が</u>参加・参画できる機会の確保と意見や<u>想</u>いの尊重) 第15条 区は、<u>子どもの年齢や発達に応じて、様々な場面や機会</u>で、<u>子どもの多様な意見や想</u>いを受けとめ、対話しながら、<u>ともに子どもの権利を実現します。</u> 2 区は、<u>子どもが主体となって、安心して意見表明をすることができ</u>る会議を実施するとともに、<u>会議以外でも意見表明の場を確保し、子どもが地域社会の主体となって参加・参画</u>することができる仕組みづくりに努めていきます。 3 区は、<u>様々な工夫のもとで、意見表明が苦手な子どもや意見表明の場があってもなかなか意見表明ができない子どもの声を聴き、乳幼児など意見表明の手段が限定される子どもの想</u>いを受けとめ、<u>子どもの意見</u>を尊重するよう努めていきます。 4 区は、<u>子どもの意見や想</u>いを大切に受けとめて、検討した結果と、<u>その理由について子どもに伝えていくよう努めて</u>いきます。 (<u>子どもの居場所づくり</u>) 第16条 区は、<u>子どもの年齢や発達に応じて、子どもが必要と考</u>える、多様な居場所づく^りりと居場所の質^{しつ}の確保に努めていきます。 2 区は、子どもが居心地^{いごごち}がよく安心して過^あごせること^すに加^{くわ}え、子どもとの対話^{たいわ}を重ねながら、次の複数^{たつぐ}の要素を取り入^いれた子どもの居場所を実現するよう努めていきます。 (1) 子どもの権利^{けんり}の視点^{してん}から、自由^{じゆう}があり自分らしくい^れること。 (2) 場の一員^{いちいん}である実感^{じっかん}が持^もて、意思^{いし}を伝えようと思^{おも}え、伝^{つた}えた意見^{いけん}が受けとめられたと感^{かん}じられること。 (3) 自分^{じぶん}のことを自分^きで決められること。 3 学校^{がっこう}、子どもに関わる施設^{しか}・子どもに関わる団体^{だんたい}は、<u>連携を強化することで、子どもが多様なコミュニティの中でのびやかに育</u>つことができ、<u>安心して過</u>ごすこと^すができる居心地^{いごごち}のよい環^{かん}境^{きやう}を整備^{せいび}します。	(子どもの参加) 【新設】 第11条 区は、子どもが参加する会議をつくるなどしていろいろな意見をきき、子どもが自主的に地域の社会に参加することができる仕組みをつくるよう努めていきます。 【新設】 【新設】 ※第10条 区は、子どもが遊び、自分を表現し、安らぐための場を自分で見つけることができるよう必要な支援^{しえん}に努めていきます。 2 区は、子どもが個性をのばし、人間性を豊かにするための体験や活動について必要な支援^{しえん}に努めていきます。 【新設】 【新設】 【新設】 【新設】	◆検討の目的を具体的に記載した。

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
<u>つと努めていきます。</u> （虐待の予防など） 第17条 <u>誰</u>であっても、子どもを虐待してはなりません。 2 区は、虐待を予防するため、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>などと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。 3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターとの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、<u>全ての</u>区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>などと連絡をとり、協力しながら、虐待の予防に努めていきます。	（虐待の<u>予防</u>など） <u>第17条</u> だれであっても、子どもを虐待してはなりません。 2 区は、虐待を<u>予防</u>するため、<u>学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体など</u>と連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。 3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センター<u>と</u>の強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の<u>予防</u>に努めていきます。	（虐待の禁止など） 第12条 だれであっても、子どもを虐待してはなりません。 2 区は、虐待を防止するため、地域の人たちと連絡をとり、協力しながら、子育てをしている家庭に対し、必要なことを行うよう努めていきます。 3 区は、虐待を早期に発見し、子どもの命と安全を守るため、児童相談所と子ども家庭支援センターの強力な連携のもと、子どもや子育てをしている家庭に対する適切な支援と的確な子どもの保護に努めていきます。また、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、子どもや子育てに係る関係機関、自主活動をしている団体などと連絡をとり、協力しながら、虐待の防止に努めていきます。	
（いじめや差別の予防など） 第18条 <u>誰</u>であっても、いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。 2 区は、いじめや差別を予防するため、<u>全ての</u>区民に必要な理解が広まる<u>ための普及啓発を推進し、未然防止や早期発見に</u>努めていくとともに、いじめや差別があったときに、<u>速やかに</u>解決するため、保護者や学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>などと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みを<u>作</u>るよう努めていきます。	（いじめ<u>や差別の</u>予防など） <u>第18条</u> だれであっても、<u>いじめられたり、差別されたりすることなく安心して過ごすことができる権利があります。</u> 2 区は、いじめ<u>や差別</u>を<u>予防</u>するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめ<u>や差別</u>があったときに、すみやかに解決するため、保護者や<u>学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体など</u>と連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。	（いじめへの対応） 第13条 だれであっても、いじめをしてはなりません。 2 区は、いじめを防止するため、すべての区民に必要な理解が広まるよう努めていくとともに、いじめがあったときに、すみやかに解決するため、保護者や地域の人たちと連絡をとり、協力するなど必要な仕組みをつくるよう努めていきます。	◆未然防止や早期発見について追記した。
（貧困などの対策） 第19条 <u>誰</u>であっても、貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。 2 区は、貧困などの防止と解消に<u>向けて</u>、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないよう、<u>全ての</u>子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。	（<u>貧困などの対策</u>） <u>第19条</u> だれであっても、<u>貧困などに関連する生まれや育った環境などにかかわらず、安心して育つことができる権利があります。</u> <u>2 区は、貧困などの防止と解消にむけて、子どもの現在と将来がその生まれや育った環境に左右されることがないよう、すべての子どもが自分らしく豊かに育つことができる環境の整備に努めていきます。</u>	【新設】 【新設】 【新設】	

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
（健康と環境づくり） 第20条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。	（健康と環境づくり） 第20条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもが自分らしく豊かに育つための安全で良好な環境を整備するよう努めていきます。	（健康と環境づくり） ※第9条 区は、子どもの健康を保持し、増進していくとともに、子どもがすこやかに育つための安全で良好な環境をつくっていくよう努めていきます。	◆第1項「権利」に対し、第2項では「権利全般」という文言を用いると、第1項が「権利の一部」のようにも読めるため、「権利」に統一した。
（子どもの権利学習の支援） 第21条 区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。 2 区は、子どもに関わる大人が子どもの権利について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。	（子どもの権利学習の支援） 第21条 区は、子どもが子どもの権利について学習するための支援に努めていきます。 2 区は、子どもに関わる大人が子どもの権利全般について理解し、子どもに教えることができるようになるための支援に努めていきます。	【新設】 【新設】 【新設】	
（子育て支援ネットワークの形成） 第22条 区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体とともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。 2 区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。	（子育て支援ネットワークの形成） 第22条 区は、子どもの育ちや子育てを、子どもや保護者個人の責任とはせず、地域社会全体とともに支え合い、子ども一人ひとりの権利が保障される地域づくりを推進していきます。 2 区は、多様な主体による子育て支援ネットワークの形成における、中心的な役割を担います。	（子育てへの支援） 第14条 区は、地域の中での助け合いや連絡を強め、子育てをしている人たちのために必要なことを行うよう努めていきます。	
（人材育成） 第23条 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。 2 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材を継続的に育成するとともに、支援を受けた子どもが次の担い手となる循環が生まれる環境の整備に努めていきます。	（人材育成） 第23条 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援するため、必要な人材育成に努めていきます。 2 区は、子どもの意見形成や意見表明を支援する人材が継続的に育成され、循環する環境の整備に努めていきます。	【新設】 【新設】 【新設】	
（普及啓発） 第24条 区は、この条例の存在と理念について、全ての区民に理解してもらうよう努めていきます。 2 区は、様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。	（普及啓発） 第24条 区は、この条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めていきます。 2 区は、子どもの年齢や発達に応じて様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。	（啓発） ※第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。 【新設】	

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
3 <u>区や大人は、子どもが自分らしく生きていくことができる社会において、自ら考え責任ある生活を送るために、自分自身に子どもの権利があることや、お互いを認め合い尊重することの大切さを伝えていきます。</u> 4 区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月<u>20日</u>を、<u>「世田谷区子どもの権利の日」</u>として定めます。	【新設】 3 <u>区民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、子どもの権利条約が国際連合で採択された11月20日を、世田谷区子どもの権利の日として定めます。</u>	【新設】	◆子どもの権利の実現に向けて、大人が子どもたちに伝えるべき視点を記載した。
第5章 子どもの権利擁護	第5章 子どもの権利擁護	第3章 子どもの人権擁護	
（世田谷区子どもの権利擁護委員の設置） 第25条 区は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を<u>速やかに</u>取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。 2 擁護委員は、5人以内とします。 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができます。 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。 （擁護委員の仕事） 第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。 （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。 （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。 （3）子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。 （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。	（世田谷区子どもの<u>権利</u>擁護委員の設置） 第25条 区は、子どもの<u>権利</u>を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの<u>権利</u>擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。 2 擁護委員は、<u>5人以内</u>とします。 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの<u>権利</u>について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができます。 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。 （擁護委員の仕事） 第26条 擁護委員は、次の仕事を行います。 （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。 （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。 （3）子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。 （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。	（世田谷区子どもの人権擁護委員の設置） 第15条 区は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長と教育委員会の附属機関として世田谷区子どもの人権擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。 2 擁護委員は、3人以内とします。 3 擁護委員は、人格が優れ、子どもの人権について見識のある人のうちから区長と教育委員会が委嘱します。 4 擁護委員の任期は3年とします。ただし、再任することができます。 5 区長と教育委員会は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができます。 （擁護委員の仕事） 第16条 擁護委員は、次の仕事を行います。 （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること。 （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。 （3）子どもの権利の侵害を取り除くための調整や要請をすること。 （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。	

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。 (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。 (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。 (8) 子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。	(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。 (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。 (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。 (8) 子どもの権利の擁護についての必要な理解を広めること。	(5) 子どもの権利の侵害を取り除くための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの内容を公表すること。 (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること。 (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること。 (8) 子どもの人権の擁護についての必要な理解を広めること。	
(擁護委員の務めなど) 第27条 擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密を漏らし てはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。	(擁護委員の務めなど) 第27条 擁護委員は、子どもの権利を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。	(擁護委員の務めなど) 第17条 擁護委員は、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害を取り除くため、区長、教育委員会、保護者、区民、事業者など（以下「関係機関など」といいます。）と連絡をとり、協力しながら、公正かつ中立に仕事をしなければなりません。 2 擁護委員は、その地位を政党や政治的目的のために利用してはなりません。 3 擁護委員は、仕事をする上で知った他人の秘密をもらしてはなりません。擁護委員を辞めた後も同様とします。	
(擁護委員への協力など) 第28条 区は、擁護委員の設置の目的を踏まえ、その仕事に協力しなければなりません。 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。 3 区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。	(擁護委員への協力など) 第28条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。 3 区は、附属機関としての役割を担い活動する擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。	(擁護委員への協力) 第18条 区は、擁護委員の設置の目的をふまえ、その仕事に協力しなければなりません。 2 保護者、区民、事業者などは、擁護委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。 【新設】	
(相談と申立て) 第29条 次に定める者は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、誰であっても、擁護委員に、次に定める者の権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。	(相談と申立て) 第29条 子どものうち次に定めるものは、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。	(相談と申立て) 第19条 子ども（次に定めるものとします。）は、擁護委員に、自分の権利への侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。また、だれであっても、擁護委員に、次に定めるものの権利の侵害について相談することやその侵害を取り除くための申立てをすることができます。	

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
(1) 区内に住所を有する子ども (2) 区内にある事業所で働いている子ども (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども (4) 子どもに準ずる者として規則で定める者	(1) 区内に住所を有する子ども (2) 区内にある事業所で働いている子ども (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの	(1) 区内に住所を有する子ども (2) 区内にある事業所で働いている子ども (3) 区内にある学校、児童福祉施設などに、通学、通所や入所している子ども (4) 子どもに準ずるものとして規則で定めるもの	
(調査と調整) 第30条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。	(調査と調整) <u>第30条</u> 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。	(調査と調整) 第20条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための申立てに基づき、また、必要に応じて、子どもの権利の侵害についての調査をするものとします。ただし、擁護委員が特別の事情があると認めるときを除き、規則で定める場合においては、調査をしないことができます。 2 擁護委員は、関係機関などに対し調査のために必要な書類を提出するよう求めることや、その職員などに対し調査のために質問することができるものとします。	
3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。	3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。	3 擁護委員は、調査の結果、必要と認めるときは、子どもと関係機関などとの仲介をするなど、子どもの権利の侵害を取り除くための調整をすることができます。	
(要請と意見など) 第31条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求め	(要請と意見など) <u>第31条</u> 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求めるこ	(要請と意見など) 第21条 擁護委員は、調査や調整の結果、子どもの権利の侵害を取り除くため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための要請をすることができます。 2 擁護委員は、子どもの権利の侵害を防ぐため必要と認めるときは、関係機関などに対してそのための意見を述べることができます。 3 要請や意見を受けた区長や教育委員会は、その要請や意見を尊重し、適切に対応しなければなりません。 4 要請や意見を受けた区長と教育委員会以外の関係機関などは、その要請や意見を尊重し、対応に努めなければなりません。 5 擁護委員は、区長や教育委員会に対して要請をしたときや意見を述べたときは、その対応についての報告を求め	

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
ることができます。 6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。	とができます。 6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報保護について十分に配慮しなければなりません。 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。	6 擁護委員は、必要と認めるときは、要請、意見、対応についての報告の内容を公表することができます。この場合においては、個人情報の保護について十分に配慮しなければなりません。 7 擁護委員は、その協議により要請をし、意見を述べ、また、この要請や意見の内容を公表するものとします。	
（見守りなどの支援） 第32条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。	（見守りなどの支援） 第32条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。	（見守りなどの支援） 第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を取り除くための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができます。	
（活動の報告と公表） 第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。	（活動の報告と公表） 第33条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。	（活動の報告と公表） 第23条 擁護委員は、毎年、区長と教育委員会に活動の報告をし、その内容を公表するものとします。	
（擁護委員の庶務） 第34条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。			◆第34条と第35条の順番を入れ替えた。
（相談・調査専門員）	（相談・調査専門員）	（擁護委員の庶務など）	
第35条 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を設置します。 2 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。 3 相談・調査専門員は、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。 4 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。	第34条 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。 2 相談・調査専門員は、子どもの声を聴く専門家として、子ども本人などからの相談に応じ、必要に応じて擁護委員に報告します。 また、子どもの権利に関する普及啓発活動を実施します。 3 擁護委員に準じて、第27条の規定は、相談・調査専門員に適用します。	第24条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。 2 擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置きます。 3 擁護委員に準じて、第17条の規定は、相談・調査専門員に適用します。	
	（擁護委員の庶務） 第35条 擁護委員の庶務は、子ども・若者部で行います。		

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
第6章 推進計画・推進体制・評価検証など	第6章 推進計画・推進体制・評価検証など	第4章 推進計画と評価	
（推進計画） 第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を<u>作ります。</u> 2 区長は、推進計画を<u>作る</u>ときは、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 3 区長は、推進計画を<u>作った</u>ときは、<u>速やかに</u>公表します。	（推進計画） 第36条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくり<u>ます。</u> 2 区長は、推進計画をつくるときは、<u>当事者である子ども</u>や区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表<u>し</u>ます。	（推進計画） 第25条 区長は、子どもについての政策を進めていくための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）をつくり<u>ます。</u> 2 区長は、推進計画をつくるときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 3 区長は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表<u>し</u>ます。	
（推進体制） 第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備<u>し</u>ます。	（推進体制） 第37条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備<u>し</u>ます。	（推進体制） ※第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備<u>し</u>ます。	
（国、東京都などとの協力） 第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めています。	（国、東京都などとの協力） 第38条 区は、子どもが自分らしく、豊かに育つための環境を整備するため、国、東京都などに協力を求めています。	（国、東京都などとの協力） ※第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。	
（評価検証など） 第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備<u>し</u>ます。 2 区長は、評価検証などにあたっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。	（評価検証など） 第39条 区長は、子どもについての政策において、子どもの権利を保障するため、第三者機関による調査と評価検証を行う体制を整備<u>し</u>ます。 2 区長は、評価検証などにあたっては、当事者である子どもや区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 <u>【削除】</u>	（評価） ※第26条 区長は、子どもについての政策を有効に進めていくため、推進計画に沿って行った結果について評価を<u>し</u>ます。 2 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をするときは、区民の意見が生かされるよう努めなければなりません。 3 区長は、推進計画に沿って行った結果について評価をしたときは、すみやかにその評価の内容を公表<u>し</u>ます。	
	<u>【第6章に集約】</u> <u>【条項順を入れ替え：第37条】</u> <u>【条項順を入れ替え：第37条】</u> <u>【条項順を入れ替え：第38条】</u> <u>【条項順を入れ替え：第38条】</u> <u>【条項順を入れ替え：第11条第3項】</u> <u>【条項順を入れ替え：第11条第3項】</u>	第5章 推進体制など （推進体制） 第27条 区長は、子どもについての政策を計画的に進めていくため、推進体制を整備<u>し</u>ます。 （国、東京都などとの協力） 第28条 区は、子どもがすこやかに育つための環境をつくっていくため、国、東京都などに協力を求めています。 （雇い主の協力） 第29条 雇い主は、職場が従業員の子育てに配慮し	

改正条例（案たたき台）	改正条例（素案）	現行条例	素案から案への変更点
	【条項順を入れ替え：第11条第3項】 【条項順を入れ替え：第14条】	たものであるよう努めていくものとします。 2 雇い主は、子どもがすこやかに育つことに関わる活動や子育てを支える活動へ従業員が参加することについて配慮するよう努めていくものとします。（地域の中での助け合い）	
	【条項順を入れ替え：第14条】 【条項順を入れ替え：第24条】 【条項順を入れ替え：第24条】	第30条 区は、子どもがすこやかに育つことのできるまちをつくっていくため、地域の中での助け合いに必要なことを行うとともに、自発的な活動がなされるよう必要な取組を行います。 （啓発） 第31条 区は、この条例の意味や内容について、すべての区民に理解してもらうよう努めなければなりません。	
第7章 雑則	第7章 雑則	第6章 雑則	
（委任） 第40条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。	（委任） <u>第40条</u> この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。	（委任） 第32条 この条例を施行するために必要なことは、区長が定めます。	
附則 この条例は、平成14年4月1日から施行します。 附則（平成24年12月10日 条例第82号 抄） 1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。（平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行） 附則（平成26年3月7日 条例第14号） この条例は、平成26年4月1日から施行します。 附則（令和2年3月4日 条例第11号） この条例は、令和2年4月1日から施行します。 附則（令和7年●月●日 条例第●号） <u>（施行期日）</u> <u>1</u> この条例は、令和7年4月1日から施行します。 <u>（世田谷区地域保健福祉推進条例の一部改正）</u> <u>2 世田谷区地域保健福祉推進条例（平成8年3月世田谷区条例第7号）の一部を次のように改正する。</u> <u>第28条第1項第4号中「第19条」を「第29条」に改める。</u>	附則 この条例は、平成14年4月1日から施行します。 附則（平成24年12月10日 条例第82号 抄） 1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。（平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行） 附則（平成26年3月7日 条例第14号） この条例は、平成26年4月1日から施行します。 附則（令和2年3月4日 条例第11号） この条例は、令和2年4月1日から施行します。 <u>附則（令和7年●月●日 条例第●号）</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行します。</u>	附則 この条例は、平成14年4月1日から施行します。 附則（平成24年12月10日 条例第82号 抄） 1 この条例中第1条の規定は、平成25年4月1日から施行します。ただし、同条中世田谷区子ども条例第2章の次に1章を加える改正規定（第19条から第23条までに係る部分に限ります。）は、規則で定める日から施行します。（平成25年5月規則第64号で、同25年7月1日から施行） 附則（平成26年3月7日 条例第14号） この条例は、平成26年4月1日から施行します。 附則（令和2年3月4日 条例第11号） この条例は、令和2年4月1日から施行します。	

世田谷区子ども条例の一部を改正する条例(素案)への区民意見

1 意見募集期間

令和6年9月15日(日)から10月15日(火)まで

2 意見数 83件 (39人)

【内訳】

項目	「パブリックコメント」意見件数	「子ども・若者の声ポスト」意見件数
前文についての意見	5 件	24 件
条文についての意見	17 件	15 件
全体に関する意見	22 件	
合計	44 件 (28 人)	39 件 (11人)

3 主な意見の概要

(1) パブリックコメント

① 前文についての意見

番号	主な意見の概要
1	前文(区や大人の決意表明)では「できる限りこたえていくことを約束します」と記載されているが、「できる限り」という表現は具体性に欠ける。いじめ、性被害、家庭内暴力などの被害にあっている子どもを受け止める言葉として適切なのか。
2	◆前文に「子どもの想い」と「大人へのメッセージ」を入れたことはよい。子どもが考えたメッセージなので、このままでもいいと思うが、大人へのメッセージの下から2つ目は「やったかやってない」より、「チャレンジしたことを評価し」だとよりポジティブである。 ◆子ども自身が考えた保障してほしい権利について、「休む」や「ゆっくりする」ことについては意見が出なかったのか。出ていないのであれば後期検討会で出るとよい。
3	改正条例に反対する。 ◆前文から始まる以下の条文は削除すべきである。「さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。私たちの言葉や想いをしっかり受け止め、否定じゃなく肯定してください。大人世代の当たり前は、子ども世代の当たり前じゃない。個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性を認められる機会や空間が必要です。自分のやりたいことを追求できる権利、思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利。自分で自分のことを決める権利。子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。選択して自己決定できる権利。保護者は、子どものために思い、良かれと思ってすることが子どもの意思に反していたり、成長・発達の機会を奪うことになっていないかを、子どもの意見や想いを聴きながら、子どもとともに考えます。」 ◆現行条例の前文「愛情と厳しさをもって接することが必要です。」は必須であり残すべきである。 ◆「子どもが自分勝手に理不尽な意見・主張を述べた場合、保護者は受け入れず厳しく指導する。」という条文を入れることを強く求める。
4	子どもからのメッセージに対して、大人の意見表明が呼応していない。 「子どもの想い」「大人へのメッセージ」「大人の決意表明」の3つがつながっていない。
5	区や大人の決意表明について、子どもの言うことをまずはそのまま受け止めること、そのうえでどうできるのか一緒に考えようとする、子どもも大人もパートナーであること、この点をふまえて構成しないか。

② 条文についての意見

番号	条項	主な意見の概要
1	2 条	第 2 条 1 項 2 号がわかりにくく、「18 歳以上の人」と具体的にあったほうがわかりやすい。
2	2 条	【第 1 章第 2 条(2)】の「18 歳になっていないすべての人と同等の権利を認めることが適当であると認められる人」とはどのような人か。東京都子ども基本条例では子どもの定義を『18 歳に満たない者』としていて、施策実施に関しては理念実現のためにその範囲を広げるとあります。本条例は基本理念としての条例であり施策実施の法律ではないので子どもの定義を変えることに反対である。
3	10 条	第 10 条「保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受ける権利が保障されます。」は良い一文である。
4	11 条	第 11 条、学校について「保障する責務、協力する責務」に加え、「子どもの権利を活かせる子どもへの育ちと学習の保障を行います」を入れて、学校だからできることと責務を具体的にしてほしい。
5	13 条	いじめや性被害の場合、その施設に関わる団体の大人が見過ごしてしまった場合や、その大人が原因で二次被害を受ける場合も考えられる。そうした子どもがこの条例、特に「区の責務」(13 条)を読んだ時に助けを求めにくくなるのではないか。
6	15 条	条例により、子どもたちの声を聞いて、子どもたちの思い、悩みを大人が一方向的に伝えるのではなく、一緒に対話していくことの大切さを感じる。息子は弦巻小学校に通っているが、決まりやルールが多く、先生も子どもたちもきゅうくつに感じているように思う。子どもたちが伸び伸びとその子らしさを尊重される社会を望み、対話をもとに日々を作ることを強く願う。
7	17 条	子どもに関わる可能性のある全ての人に子どもの意見表明についての趣旨を理解してもらい、虐待対応など協力を求める必要がある。
8	18 条	海外での取組みと比べると、誰をどうやって助けるのかがあいまいであり、子どもを取り巻くいじめ等が世田谷区で起こった時に対応できるのか心配である。
9	18 条	第 18 条、いじめ対策として区民理解といじめ事件解決しか記載がない。「いじめを生まない学校教育に努め」を加えてほしい。
10	23 条	第 23 条、人材育成だけでは意見形成の支援とならない。「必要な学習機会の確保に努め、この学習を支援する人材育成にも努める」として、学校教育や地域社会に子どもの意見形成のための授業、事業など、環境を整えていく目標を明記する。
11	24 条	条例について子ども、知的障害者、高齢者に向けて、わかりやすい翻訳版を作る必要がある。
12	24 条	世田谷区の HP は分かりづらい。そうした HP の作り方ひとつとっても、世田谷区は助けてくれる感じがないように受け取られる可能性がある。
13	24 条	第 24 条「区はこの条例の存在と理念について、すべての区民に理解してもらうよう努めます。」について、パンフレットを配っただけでは理解できない内容なので、実際の生活の場面で条例のことを思い出してもらえるようになるとうい。
14	24 条	◆条例の改正を知らない子どもが多いと思うので、今の段階から学校で取り上げてほしい。低学年でも分かるように、漫画にしたり読みやすくしてほしい。 ◆小さい子の意見が出やすいように、どの気持ちが一番自分の思いに近いかなど、4 件法・5 件法の回答形式など取り入れるのはどうか。
15	24 条	◆条例を子どもたちにもわかるように、まんがなどで解説してほしい。 ◆ワークショップなどをして大人も子どもも条例を理解できる機会がほしい。 ◆子どもが素案を読めないのに、音声読み上げがあるとよい。
16	24 条	子どもと一緒に条例を読んで「権利」や「主体」という言葉がわかりにくいことを感じた。条例を普及するためのサイトやパンフレット等では、言葉を掘り下げていくようなコンテンツがあったら良い。
17	25 条	◆「権利」と「義務」はセットで考えるべき概念である。しかし、条例には子どもの権利ばかりで義務については一言も触れていない。まだ善悪の価値観について未熟な若年層に権利ばかり

	りを教えるのは健全な精神の醸成に悪影響がある。故に反対である。 ◆擁護委員の仕事を補佐する「相談・調査専門委員」については定員の規定がない。条例制定後は予算が付き「擁護委員」は一種の利権となる。財政規律の観点からも無視できない。故に反対である。
--	--

③ 全体に関する意見

番号	主な意見の概要
1	「子どもが自分らしく幸せな今を生き、明日からも良い日と思える社会」に賛成である。これに加えて、大人たちは、子どもの力を心から信頼していることを明記してほしい。
2	権利条例に関して、「子どもの声ばかり聴いても指導ができず、教育が疎かになる」などという発想から、権利条約がどうして世界大で支持され、世界標準になったかを理解しない区議会議員が一部いるようである。そうした従来の視点による「子どもの声の扱い方」こそが、条約批准から30年という遅滞を招いた根本的誤解であることを明確に認識し、この画期的な条例をきちんと世田谷区の政治行政、市民の声として刻むことが肝要である。
3	世田谷区子どもの権利条例(素案)を支持する。 ◆条文に具体的に、豊富な内容が書き込まれていること、基本的姿勢が明確でよい。 ◆分かりやすい言葉で、子どもでも読んでわかるように工夫してありよい。 ◆第2章の子どもの声の部分は、今子どもたちが何を求めているかが伝わってくる。特に第8条の項目「①様々なことに挑戦して失敗できる権利 ②選択して自己決定できる権利 ③自分らしく学び成長・発達できる権利」の言葉はとても心に響いた。 ◆第3章の子ども・子育てを支え合う地域づくりの第10条の内容は欠かせない大事な視点だと思う。特に3の指摘「保護者自身も安心して、自分らしく、幸福であることが大切です。保護者は地域で子育てを支えられ、必要な支援を受権利が保障されます。」の内容は素晴らしい。 議会では十分にこの条例改定の意義を論議され、全会派が賛成して、この条例が制定できることを願っている。
4	条例は『文字面や聞こえ』は良いが、区長の日本文化への根底的な破壊行為に見えるので反対である。
5	こどもは年齢にもよるが、人格が未完成で、大人による指導教育は必要である。権利ばかり肥大させて、教育の根幹を崩すつもりなのか。第三者委員会などを新たに設置するのは、時間と税金の無駄である。
6	憲法と教基法が制定され、さらには子どもの権利条約を批准しているので法的な整備は充分である。子どもの権利擁護委員会については、教基法にも他の法律にも規定がないので、これについて細かく規定した条例にすべきだと思う。「世田谷区子どもの権利擁護委員会設立条例」(案)ならばよい。
7	条例の必要性が不明。条例として制定すべきでない。どういう利用のされ方をするのか不明で不安である。
8	前文の大人へのメッセージはひどい文である。権利ばかり主張する自己中心的な人が増え続けることは、社会の崩壊に繋がる。条例を作ることは、子ども達の心を豊かに育むものではない。条例をつくることに反対する。
9	条例改正に強く反対する。
10	改変の内容が子どもの権利を拡張しすぎており、日本人が伝統的に培ってきた価値観を極端に破壊する危険がある。家庭の亀裂、学校教育の崩壊、地域の秩序をも損ないかねない。 (※同様のご意見2件)
11	条例改正に強く反対する。 経験が少ない子どもたちへの教育を是正するのは大人の役目である。子どもの権利を強めるのでは、根本的な解決にならない。
12	子どものころに私はこんなことを思っていない。子どもの想いを勝手に決めること、条例があることの方が問題である。廃止してほしい。

13	無理難題を要求する親子の対応に教員は精神が蝕まれるという教育環境を鑑み、以下の理由により子ども条例の改正に異議を唱える。 1. 改正条例の内容は、まさに子ども過保護条例というべき代物で、上記の教育現場を益々悪化、加速させる。 2. 子ども中心主義を増長させるような内容は削除して、大人、指導的立場にある人達の権利と尊厳を護るための条例とする。 3. 日本では大人が子どもの権利を侵害するケースは極めて少ない。むしろ親・保護者による虐待が増加傾向にあり、区として親業のセミナー、啓発活動に注力するほうが子どもの権利を守る上で効果的である。
14	このような普通の事柄について条例を整備しなければならない地域というのは悲しい。
15	条例の改正の頻度をもっと短くしてほしい。
16	子どもが条例を読んでも助けの求め方がわからない。助けてくれる連絡先、助けてくれる人は第三者で力があり、かつ秘密が守られるということは一切読み取れない。
17	条例改正をきっかけに子どもが真ん中の社会ができればいい。「子どもも子どもで言いたいことがある」ことを知り、対話ができるといい。いろんな世代の人が対話した形跡が残るといい。
18	・人間、動物・植物など環境への思いやりの心を持つこと。それが世界の未来の平和、すべての人の安心安全のために生きるために必要なことを身近に感じることに。 ・自分がやりたいことだけではなく、他の子供や大人、障害者やお年寄りなどと接して、それぞれの人のやりたいことや考え方に違いがあることに触れること。 ・人にして欲しいこと、人にしてあげたいことなどを思い、発言し、実行できること。 ・うまくいなくてもなぜか考え、再度挑戦できること。 ・いつも同じ場所で同じ人と接するのではなく、違う場所で違う人と会い、多様な経験ができるようにすること。 ・子供が自由に遊べる場所でもやってはいけないことがあること、困る人がいることを知ること。 ・「子供が迷惑をかけるのは当たり前」として子供の親や周りの大人が子供に他人に迷惑をかけるような行為をさせたり、そのような行為を見逃すことのないようにすること。親が自ら他人に迷惑をかけないような配慮をして子供に示すこと。 ・保護者や学校、子供のための活動をする事業者などは子供が他人の権利を犯す可能性を推測し、第三者の不利益にならないよう十分配慮すること。被害を与えた場合は親や責任者が子供とともに誠意をもって対応し、第三者が被った不利益等の補償をすること。 ・社会常識に反することをしようとする時またはしてしまった時は優しく説明されるばかりではなく、叱ってもらえること。ただし、虐待とならないよう注意すること。 ・「ありがとう」、「ごめんさない」などコミュニケーションに必要な言葉をただどしくても自分から言えるようにして社会で生きやすくすること。それを親や周囲の大人が自ら実践し示してあげること。 ・相手の権利も認めることができるよう学ぶこと。「否定」も受け入れてなぜかを考える必要があることを学ぶこと。親も自分が実践できているか常に反省しながら一緒に考えること。
19	子どもの権利を守るためには、関連する情報開示が重要である。前文、基本となる権利、社会から守られ、支援を受ける権利、区の責務等に追加すべきである。区・行政、教育委員会は、関連情報を開示し、子どものみならず、市民の求めに応じて関連情報を調査、公表し、公正で開かれた社会を実現する。 第18条(いじめ・差別)、第19条(貧困)などは、現状が分からないと対応、対策が立てられないので、明らかにして、区民で討議、議論すべきである。 第30条(調査と調整)では、調査しないことができるかとあるが、こども、親、市民を問わず、疑問があれば調査することが、改善の第一歩である。疑問、問題が提起されれば、調査するよう、改善すべきである。
20	人間が生きていくためには、「批判的精神をもつこと」が最も必要である。前文、第3条、各章(権利、地域、政策、権利擁護、体制等)において、考え方を入れるべきである。前文に「子どもは多様な考え方を学び、議論・協議・論争するために、批判的精神を身につけます。」、第5条(自分らしく生きる権利)に「(4)批判的精神を学び実行する権利」を追加してほしい。

21	教育を受ける権利が条文にない。区民における貧富の差は少なからず教育にかかっている。したがって、公教育の充実が必須である。子どもたちは、区立、私立、公立(国立、都立)の公教育を受けるが、その利害得失が不明である。実情を調べて、不公正が内容、改善、支援(費用を含めて)を行ってほしい。 ◆第6条、幸福追求権に「高等教育を含め教育を受ける権利」を追加することを検討する。 ◆「子どもには、能力があれば高等教育を含み教育を受ける権利があります。」を前文、条文に取り入れる。 ◆第13条(区の責務)、第18条(差別の禁止)、第19条(貧困などの対策)等に、家庭の貧富に関わらず、子ども一人一人が望む教育を受ける権利があり、行政にはその支援をおこなう義務があることを追加する。 ◆子どものみならず、日本国民には教育を受ける権利(スキリング、リスキリング)があり、現在では、高等教育は当たり前の世界になっている。しかし、日本ではその大半の教育費は個人負担であり、親に頼ることが多い。したがって、「(教育を受ける権利)能力があれば、高等教育の費用は、公的に支給します。」を条文に追加する。
22	子どもの権利条約34条は、「締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、・・」と規定している。条例の中に性暴力阻止についての何らかの規定が設けられないか。できれば、性的暴力をした加害者に対しては、この暴力に特化した罰則又は懲戒処分として新たな規定を設けてはどうか。

(2) 子ども・若者の声ポスト

① 前文についての意見

番号	主な意見の概要
(「子どもの想い」について)	
1	◆従来の通学方法ではなく、オルタナティブスクール、ホームスクーリング、フリースクールの増設や、それに似たシステムの手厚い保障(お金の免除、給付)を充実してほしい。 ◆留学制度の充実を推進してほしい。特に先進国で文化的にも恵まれているヨーロッパの国々との連携を強めてほしい。 ◆学力レベルや性格嗜好にかかわらず、どの子どもでも通いやすい、その中でも人と積極的に関わりたいことを望んでいなかったり、内向的な子、グレーゾーンの障害を持つ子、音楽、芸術に力を入れたい子の声をしっかり聴いて、区政に反映してほしい。
2	「大人の当たり前は子どもの当たり前じゃない」というのは、確かにと思った。
3	「自由に学びたいことを探求したい」について共感する。
4	その通りだと思う。
5	うちに帰ったら甘えたい。
6	賛同する。これに追加して、私たちが持っている権利に対する責任について教えてもらう場がほしい。また、わたしたち子どもは誰かが見ているということを実感できるだけでも嬉しい。私たちに興味を持ってほしい。
7	子ども・若者の声ポストがあるのはうれしい。
8	自分の意見を大切にしたい。
9	そう思う。
10	自分は目の前の目標に向けて努力しているし、世田谷ではなくても日本ならどこでもできると思う。自分が学べば大人にはなんでも言える。
11	大人の考えも尊重しつつ子どもが素直に判断できることが理想だと思う。大人からの助言が必要な時もある。
12	兄弟とおなじにしてほしい。
13	自分が子どもを産まないし持たない人生を決定しているのと、教育関連の仕事に携わっていないのと、あまり他者の子どもと関わる機会を持っていないので、感想はなんとも言えない。

14	賛同する。これに追加して、子どもが「すき」や「愛され、愛す」ということを感じる機会を減らさないでほしい。近年学校的なイベントや区内でのイベントの規模が小さくなってきている。また、公園など身近でお金などがかからずに遊べる場が減ってきてしまっている。他にも音楽や美術などに触れる機会も減ってきている。
15	たくさん意見があつてすごいと思った。
16	とてもいいと思った。親に見せたい。
17	そう思う。
18	自分で頑張れよ。ダメな大人は反面教師でそれはそれでいい。
19	「権利の主体」という言葉の意味がわからない。
20	自分が子どもや教育関連のことに積極的に関わりたいと思えない性格なので、意見感想が出てこない。
21	追加で私たちが間違っただけをしても見捨てないことを誓ってほしい。
22	こども基本法は大切だと思った。
23	とても決意が感じられた。
24	当たり前のことが書いてある。

② 条文についての意見

番号	主な意見の概要
1	若者の支援機関が、三軒茶屋や烏山地域に集まってしまっているため、公共交通機関を発達させるか(特に鉄道、路面電車、駐輪場の増設)、オンライン対応や訪問支援を増やしてほしい。
2	賛成である。
3	子どもたちが安心して暮らせるまちだとうれしい。
4	このようなまちができたならとても素敵だと思った。
5	良いと思う。
6	近隣と付き合いがないので別に。
7	「みんなが自分らしく笑顔でチャレンジできる街」はどのように実現するのか。
8	多様性を活かすような取組みを増やしてほしい。
9	「能力に応じて評価される権利」はよい。すぐくない人に配慮して、頑張っている人を褒めないのはおかしい。頑張っている人はちゃんと褒めてほしい。
10	今も将来も豊かに生きることができる権利と、生活環境と自然環境が守られる権利と、様々なことに挑戦して失敗できる権利が書いてあるのはよい。 しかし、自分が知りたい情報を得られる権利は、今のところ達成できていないと思う。世田谷区の蔵書ラインナップが乏しく、新書も入りづらく、予約図書のカウンター対面でなくセルフ受け取りが無いのと、自動返却機も少ないことを改善してほしい。また、世田谷区は行政サービスや支援機関などが充実している印象はあるが、探す苦労を軽減するため、チャート形式や、各機関のホームページのリンク集を掲載してほしい。
11	運動する権利、テレビを見る権利、夏休みに学童に行かない権利。
12	第6条(4)、第7条(4)、第8条(1)は大切だと思う。
13	第6条(1)(3)、第7条(1)(3)の権利が好き。
14	権利は日本国憲法で決まっていることだからとても大事だと思った。
15	権利のオンパレードで恥ずかしい。